

## 関島事務所便り

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
E-mail: sr8sekijima@yahoo.co.jp



2007年2月号

### 望まれるワーキングプアの解決

#### ◆ “ワーキングプア” とは？

「ワーキングプア」は、日本で急激に拡大しつつある「働く貧困層」のことで、「働いているのに生活保護水準以下の暮らししかできない」世帯のことを指しています。アメリカなどにおいては、失業者ではなく就業者であることから失業問題としては把握されていないものの、賃金水準が低く、また技能の向上や職業上の地位の上昇の可能性が低いため、「隠れた労働問題」として捉えられています。

生活保護水準以下で暮らす家庭は日本の全世帯のおよそ10分の1とされ、400万世帯とも、それ以上とも言われています。長い冬の時代をくぐり抜け、ようやく春を迎えたと言われる日本経済ですが、このような世帯の増加が深刻な社会問題になりつつあるのもまた事実です。

#### ◆働いても働いても豊かになれない

では、どのような人たちが「ワーキング

プア」に陥りやすいのでしょうか？

最も典型的なのは、長引く不況の中で企業がグローバル競争に勝ち抜くために断行したリストラや、「氷河期」とも呼ばれた大学新卒の就職難などが要因で派遣社員や契約社員となっている「非正規雇用社員」の人々です。特に、大企業の製造現場においては非正規雇用が広がっており、こうした傾向はいわば構造的なものといえ、景気の回復期になっても、自然に解消する問題とは言い難いようです。

そのほか、地域経済全体が落ち込んでいる地方では、低収入化が進み、高齢者世帯は医療費や介護保険料の負担増にあえいでいます。また収入の少なさは、出産率の低下、つまり少子化の加速という深刻な問題にも繋がっていきます。

景気が上向きになってきたといわれる現在も、企業の非正規雇用は減らないと考えられています。ワーキングプアが解決される日が、早く来ることを願いたいものです。

# 厚生年金保険料の上限(62万円)の引上げを検討

## 厚生年金制度の見直しの方向

### ◆安定した給付を目指す

社会保障審議会年金部会は、公的年金制度の改正に向けた議論を開始しました。

少子・高齢化が年金財政に与える影響を検証し、年金給付の安定を図るため、保険料体系や加入対象者などについて幅広く見直しがなされることとなります。

### ◆保険料の上限引き上げ

課題の1つとして、厚生年金保険料の上限引上げが挙げられています。

現在、厚生年金保険料は月収に応じて最高30等級（標準報酬額62万円）となっています。これ以上月収があったとしても、それ以上の保険料は徴収されません。この等級の上限を引き上げることによって、高所得者からの保険料徴収を増やし年金財源の増収を見込んでいます。

### ◆在職高齢年金の給付引き下げ

また、現在、働いていて一定以上の収入のある高齢者を対象として、年金給付を減らす制度がありますが、その対象者を増やしたり、働いている間は給付を止めたりすることによって給付を抑制する案も検討課題として挙げられています。

### ◆国民年金加入年齢の見直し

その他、国民年金加入年齢の見直しも検討課題となっています。現在は20歳から59歳までとなっている加入年齢を25歳か

ら64歳に引き上げる案なども検討されています。

### ◆財政の確保

これらの制度変更により財政の安定化を図る理由は、2004年度の年金改革で5年ごとに保険料と給付額を改正する仕組みがなくなったことにあります。

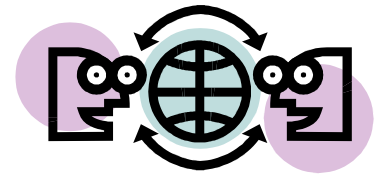
少子高齢化の進展具合に合わせて自動的に給付を抑制する代わりに、保険料の引上げスケジュールは原則として変更しないことになっています。

しかし、2004年度の年金改革で給付等の試算をした数字のベースは、50年後の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生むとされる子供の数）を「1.39」としていました。ところが、最近の新しい推計人口では、「1.26」にまで落ち込んできているところから、早くもその見直しが検討されています。

## 離婚時の年金額通知サービス

### 3カ月で1万5,000件の相談

社会保険庁が2006年10月から始めた離婚時に年金分割した場合の年金額を通知するサービスで、開始から3カ月間で相談件数が約1万5,000件あったことがわかった。社会保険事務所に訪れた相談者の8割以上は女性で、2007年4月からの年金分割開始を前に、特に専業主婦らの関心が高いとみられる。



### 定期健康診断は受けないとダメ？

勤務先の会社で年1回実施している定期健康診断を受けなかったところ、「受診を拒否すると減給などの処分もあり得る」と会社側から言われました。定期健康診断を受けるかどうかは個人の自由ではないのでしょうか。

#### 事業者には「実施義務」、

#### 労働者には「受診義務」

労働安全衛生法66条は、企業の健康診断について事業者には実施を、労働者には受診を義務付けています。

(労働安全衛生法で定められている定期健康診断の主な項目)

1. 既往歴および業務歴の調査
2. 身長、体重、視力、聴力の検査
3. 胸部エックス線検査および肝機能検査
4. 尿検査
5. 貧血検査、血中脂質検査、血糖検査

※本人の承諾なしに法定検査項目以外の検査をすると、プライバシー侵害が問われることもあります。

#### 拒否なら懲戒処分も可能

労働安全衛生法は労働者に対する罰則規定は設けていませんが、事業者や産業医が再三受診を促しても強硬に拒否した場合、事業者はその労働者を懲戒処分にも可能です。具体的には、出勤停止未満の処分が一般的で、けん責や戒告、重ければ

減給になる可能性もあります。

懲戒処分にするかどうかの裁量は事業者側にありますが、衛生や健康問題に特別配慮すべき職場以外では、健康な労働者が定期健康診断を受診しなかったという理由だけで、雇い主が処分した事例はほとんどありません。しかし、業務に支障をきたすような症状が出ているのに、会社からの受診命令を拒んだ場合は、健康回復努力義務違反とみなされる場合もあります。

労働安全衛生法66条5項は、事業者が指定した医師の健康診断を受けることを望まない場合は、他の医師の診断を受け、結果を証明する書面を会社に提出してもよいとしています。しかし、労働者が選択した医療機関の受診結果について事業者が疑問を持つ合理的理由がある場合は例外とされています。

定期健康診断のポイントは、

1. 事業者には健康診断の実施義務、労働者には受診義務があること、
2. 受診拒否は健康回復努力義務違反になる場合もあることだといえます。



# トピックス



## ●2007年度の年金給付額を据え置き

厚生労働省は、2006年平均の全国消費者物価指数が前年比0.3%の上昇にとどまったことなどから、2007年度の国民年金と厚生年金の給付額を据え置くことを発表した。国民年金の老齢基礎年金夫婦2人分は13万2,016円、厚生年金の夫婦2人分の基礎年金を含む標準的な年金額は23万2,592円。(1月28日)

## ●「社会保障協定」締結国倍増に向け目標設定

政府の経済財政諮問会議は、海外勤務者らの公的年金保険料の二重負担などを防ぐ「社会保障協定」の締結国を、2年程度で倍増する目標を設定する方針を示した。現在の締結国は7カ国(ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ)だが、海外に長期滞在する日本人の9割をカバーするなどの目標も掲げるとしている。(1月29日)

## ●パートへの厚生年金適用拡大

### 20~30万人に限定か

厚生労働省は、パート労働者への厚生年金適用拡大の対象者について、当初は20~30万人程度に限定する方向で検討に入った。労働時間を現行の「週30時間以上」から「週20時間以上」に拡大するが、別に勤続期間や月収などに関する基準を設け、対象を絞り込む。労働時間に関する基準だけを設けた場合、300万人程度が対象になると見込まれていた。(1月28日)

## ●最低賃金法に違反した企業の罰則を強化へ

厚生労働省は、今通常国会に提出予定の最低賃

金法改正案で、最低賃金額を支払わない企業に対する罰金(労働者1人当たり)を、現行の「2万円以下」から「50万円以下」に引き上げる方針を示した。働いても生活保護以下の収入しかない労働者(ワーキングプア)の生活の底上げを図るねらい。(1月25日)

## ●業況DIが2カ月連続で悪化 日商調査

日本商工会議所は1日、早期景気観測調査の結果を発表した。全産業合計の業況DI(前年同月比ベース)は前月よりマイナス幅が2.8ポイント拡大してマイナス28.0となり、2カ月連続でマイナス幅が拡大した。産業別に見ると、全業種でマイナス幅が拡大している。(2月1日)

## ●「労働契約法」「労基法改正」の法案要綱を労政審に諮問/厚労省

厚生労働省は25日、「労働契約法案要綱」と「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」をとりまとめ、労働政策審議会に諮問した。労働契約法案は、労働契約の内容の変更について「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」ことなどを規定。労基法改正案要綱は、一定の要件を満たすホワイトカラーを対象に、労働時間に関する一律的な規定の適用を除外する「自己管理型労働制」の導入や、時間外労働の割増賃金引き上げに関する事項などを定めている。(1月26日)